一一二	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際投資銀行の標章を指定した件	一〇九八	三
一一三	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際ブドウ・ワイン機構の標章を指定した件	一〇九八	三
一一四	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された北大西洋条約機構情報通信機構の標章を指定した件	一〇九八	四
一一五	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州理事会／欧州連合理事会の標章を指定した件	一〇九八	四
一一六	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州理事会の標章を指定した件	一〇九八	四
一一七	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州連合理事会の標章を指定した件	一〇九八	五
一一八	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたアジアインフラ投資銀行の標章を指定した件	一〇九八	五
一一九	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された新開発銀行の標章を指定した件	一〇九八	五
一二〇	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州気象衛星開発機構の標章を指定した件	一〇九八	六
一二一	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された西アフリカ通貨同盟金融委員会の標章を指定した件	一〇九八	六
一二二	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州連合知的財産庁の標章を指定した件	一〇九八	六
一二三	中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件	一八	五
一二四	中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件	一八	六
一二五	中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件	一八	六
一二六	中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件	一八	六
一二七			
一二八	電気事業法第六十九条第一項の規定に基づく登録安全管理審査機関を登録した件	二一	五
一二九	エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針の一部を改正する告示	二六	六
一三〇	非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準の一部を改正する告示	二六	六
一三一	経済産業省の保有する個人情報の取扱い、開示、訂正及び利用停止に係る権限又は事務の一部について委任を行う件	三〇	六
一三二	電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件	三〇	六
一三三	工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関の件	三一	五
	○国土交通省		
三八七	水先人に免許を与えた件	一	六
三八八	平成十五年国土交通省告示第千八号の一部を改正する件	二	七
三八九	船舶安全法に基づき登録検査機関の登録を更新した件	二	七
三九〇	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式承認等をした件	二	七
三九一	利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部を変更した件	八	六
三九二	砂防法第二条の土地の指定を解除する件	八	六
三九三	都市再開発法の規定により事業計画の変更を認可した件	八	六
三九四	住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件	九	七
三九五	建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件	九	七
三九六 三九七	船舶安全法に基づく型式承認等をした件	九	七
四〇一	三九八―砂防法第二条の土地を指定する件	一〇	七
四〇二 四〇三	国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件	一一	四
四〇四 四〇七	適性診断の実施機関から国土交通大臣への変更届出の件	一一	五
四〇八 四一一	船舶安全法に基づく型式承認等をした件	一一	六
四一二	既存住宅状況調査技術者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件	一一	六
四一三	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式承認等をした件	一一	六
四一四	砂防法第二条の土地を指定する件	一二	六
四一五	船舶安全法に基づく型式承認等をした件	一二	三
四一六 四三八	―自動車の型式についての指定を取り消した件	一五	三
四三九 四四〇	指定自動車の指定製作者等の住所を変更した件	一五	七
四四一	高速自動車国道に関する件	一六	七
四四二	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律に基づき、船級協会の登録をした件	一七	六